



「男だから」「女だから」といって、好きなことややりたいことができなったり、差別されたりしたら、悲しいですね。  
一人ひとりがお互いを認め合い、支え合いながら、だれもが自分の力をいかして活躍できる、のびのびと生きることができる社会。  
こんな社会を「男女共同参画社会」といいます。

この条例でいう「男女」とは、性的少数者などの多様な性も含まれます。性別にとらわれずに、誰もがそれぞれの個性や能力を十分に発揮することができる社会の実現を願って制定しました。



**基本理念 (第3条)**

男女共同参画を進めるための基本的な考え方を掲げています。

- 男女が個人としての人権が尊重されること。
- 「男のくせに」「女だから」などの固定的な性別における役割意識にとらわれずに、男女がさまざまな生き方を選択できるようにすること。
- 政策や方針決定の場に男女が参画できること。
- 家庭生活において、男女が互いに協力し、家庭とそれ以外の活動(仕事や地域活動など)を両立して行うことができるようにすること。
- 互いの性について尊重し、健康に生活できるように配慮すること。
- 教育分野でも男女共同参画の学習の場を設けること。
- 平和を願って、世界の人びとと男女共同参画の社会になるように取り組んでいくこと。

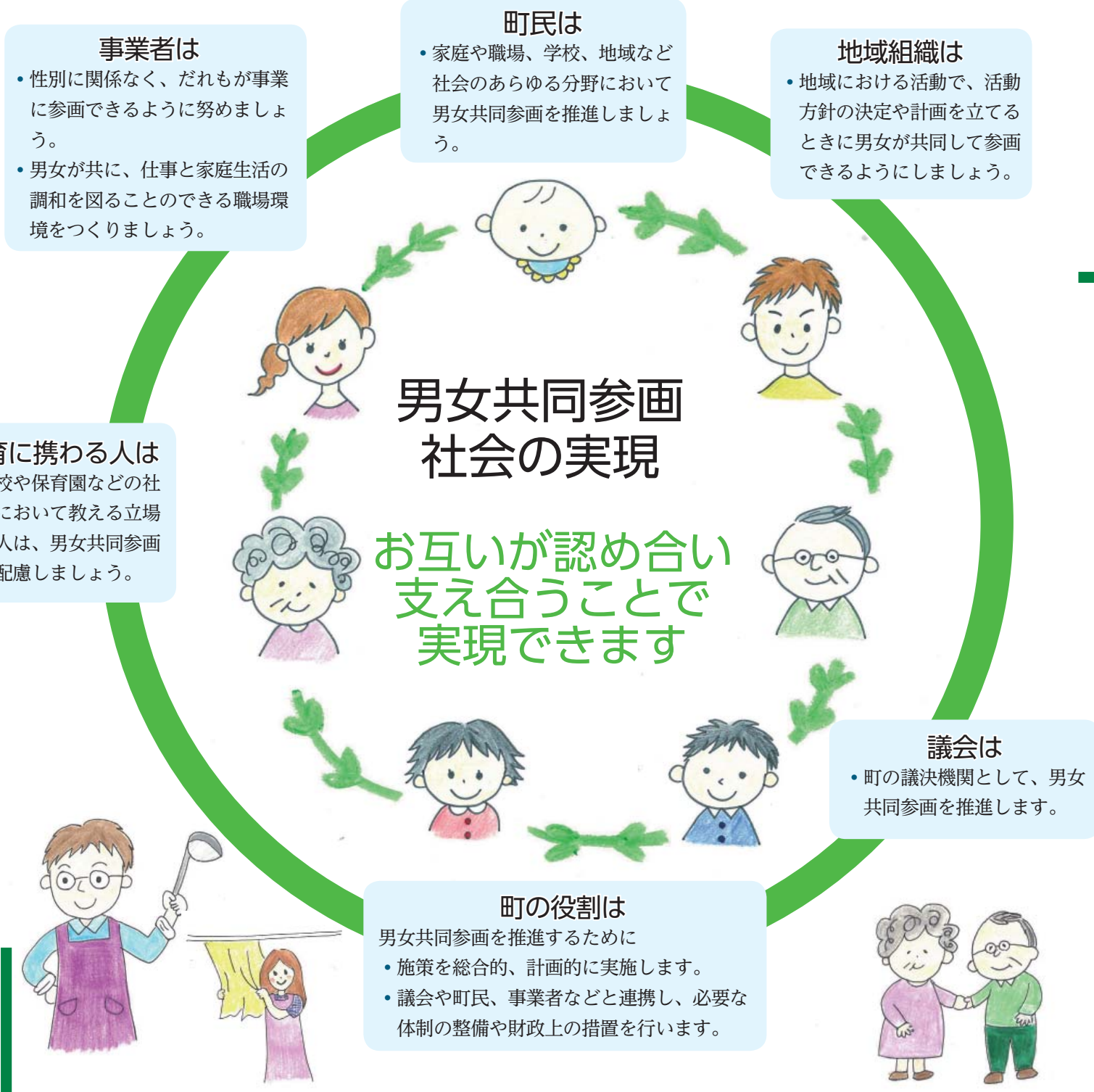
**行為の禁止等 (第10条)**

性別による権利侵害行為を禁止、制限します

- あらゆる場において、セクハラやDVなど性別を理由とした差別的行為を禁止します。

**相談の申出 (第11条)**

性別における人権侵害の相談を受け付けます。



**事業者は**  
 ●性別に関係なく、だれもが事業に参画できるように努めましょう。  
 ●男女が共に、仕事と家庭生活の調和を図ることのできる職場環境をつくりましょう。

**町民は**  
 ●家庭や職場、学校、地域など社会のあらゆる分野において男女共同参画を推進しましょう。

**地域組織は**  
 ●地域における活動で、活動方針の決定や計画を立てるときに男女が共同して参画できるようにしましょう。

**教育に携わる人は**  
 ●学校や保育園などの社会において教える立場の人は、男女共同参画に配慮しましょう。

**議会は**  
 ●町の議決機関として、男女共同参画を推進します。

**町の役割は**  
 男女共同参画を推進するために  
 ●施策を総合的、計画的に実施します。  
 ●議会や町民、事業者などと連携し、必要な体制の整備や財政上の措置を行います。

**責務 (第4条～9条)**  
 男女共同参画を進めていくために必要な、町、町民、地域組織、事業者、議会の役割を掲げています。  
 ●男女共同参画社会を推進するためには、町だけでなく、町民や事業者等が互いに連携し、一体となって進める必要があります。

**基本的施策 (第12条～14条・第18条～20条)**  
 町はさまざまなことに取り組みます。  
 ●男女共同参画を推進するため、具体的な施策を定めた「大木町男女共同参画推進計画」を策定し、計画的に推進します。  
 ●災害発生時の避難所運営や避難者に対する配慮など、災害にかかる分野において男女共同参画の視点を取り入れます。  
 ●男女共同参画推進に必要な調査研究や情報収集を行います。

**支援 (第15条～17条)**  
 それぞれの立場の人へ、町が支援します。  
 ●町民、事業者、地域組織がそれぞれの活動を行うときに、男女共同参画が推進されるよう、必要な情報提供などの支援を行います。  
 ●町の基幹産業である農業分野において、男女共同参画の確立ができるよう、条件の整備や情報の提供、助言などの支援を行います。

**苦情の処理 (第22条)**  
 男女共同参画に関する意見を受け付けます。  
 ●町が行う施策に対する意見を受け付けます。



次のような思いで条例を策定しました

すべての人が、性別にかかわらず、個人として尊重され、自らの意思で生き方を選択し、それぞれの個性や能力を十分に発揮することができる社会の実現は、私たち大木町民の願いであります。

大木町ではこれまで、個人の尊重と法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり、また、国連が提唱する持続可能な開発目標に掲げられている「ジェンダー平等の実現」に向けて、男女共同参画のまちづくりを進めてきました。しかしながら、依然として、家庭、地域、職場、学校など社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いや固定的性別役割分担意識が根強く残っており、男女平等の達成には更なる努力が求められています。

大木町は、「緑の風が吹き渡るふるさと 暮らし輝く環のまち・おおき」を目指すべき将来像に掲げ、農業を基幹産業とした資源循環型の共生・協働のまちづくりに取り組んでいますが、近年の少子高齢化や高度情報化などの急速な社会変化に対応しつつ、魅力ある町を次世代に継承していくためには、すべての町民が性別にかかわらず、多様な価値観や生き方を認め合い、それぞれの個性や能力を十分に発揮し、家庭、地域、職場、学校など社会のあらゆる分野において活躍できる社会を実現していくことが必要です。

このような認識の下、その基本理念を明らかにし、町、議会、町民等が一体となり、男女共同参画のまちづくりを推進し、大木町に暮らすすべての人が「このまちに住んで良かった」と実感できる社会を実現するため、この条例を制定します。  
～条例前文より～



## 「大木町男女が認め合い 社会参画を推進する条例」 を制定しました

2019年4月1日施行

大木町企画課  
〒830-0416  
福岡県三潞郡大木町大字八町牟田 255-1  
TEL 0944-32-1036  
FAX 0944-32-1054  
E-mail kikaku@ooki.lg.jp

福岡県大木町